

参考資料：第2回検討回で配布した『資料5』

輸送障害の発生を想定して予め対応を検討することが望ましい主な課題 (整理案)

1. JR貨物における対応についての課題

1) 迂回輸送列車の増発・リードタイム短縮・ルートの多重化

- a. 代替輸送力を最大化するための複数の迂回ルート・運行計画の検証・設定
- b. 輸送手配等迂回ルートへの切り替え手順のシミュレーション
- c. 多線区に対応できる交直流機関車等の機関車の増備及び配置の適正化
- d. 多線区に対応できる交直流機関車等の鉄道車両の事前の迂回輸送が想定される線区（普段貨物列車が運行されていない線区を含む）への入線確認検証
- e. 事前の迂回輸送が想定される線区（普段貨物列車が運行されていない線区を含む）での運転士の習熟訓練の実施
- f. 迂回輸送発生時の即時の切り替えを念頭においた運転士の配置の適正化

2) トラック代行輸送体制の拡充

- a. JR貨物グループ会社を含めたJR貨物の手配によるトラック代行輸送の拡充
- b. 上記の場合の12フィートコンテナ以外の代替が効かない大型コンテナ（タンクコンテナ等）についてのトラック代行輸送体制の構築

3) コンテナの途中駅等での取り下ろし体制の整備（大型コンテナへの対応も含む）

- a. 輸送障害発生時直後での最寄り駅・迂回輸送の際の到着駅等での取り下ろし・保管を想定したシミュレーションの実施
- b. 途中駅・迂回輸送の際の到着駅での取り下ろし・保管を想定した駅・ORS等の拠点数の増加・スペース等の確保、これに伴う運営体制の整備
- c. 上記に対応した大型荷役機器の配備増強・配置の適正化

4) 荷主、鉄道利用運送事業者への適時適切な情報提供の実施

- a. 復旧工事計画、開通予定情報、運行情報等のインターネット・SNS等での逐次の荷主等への直接の提供
- b. 情報提供の対象者、情報の内容、情報の正確性の確保、情報提供の頻度、迅速性の程度等の精査

5) JR貨物の代替輸送の責任範囲の見直し

- a. 列車発車後の運休以外の場合についてのJR貨物による貨物引き受け・代替輸送の取り扱い

6) 船舶での代替輸送体制の構築

- a. 平時からの船舶との連携強化等、JR貨物による平時からの輸送体制の複線化の拡大

2. 鉄道利用運送事業者における対応についての課題

1) 途中駅等での取り扱いを可能とする体制

- a. 途中駅・迂回輸送の際の到着駅の取り下ろしを念頭においたシャーシ配置（特に取り下ろしの際の大型コンテナ対応シャーシ）

2) 代行輸送時や途中駅での取り下ろしした大型コンテナの集配への対応

- a. 輸送障害時の代行輸送ルートを念頭に置いた大型コンテナ対応車両の特殊車両通行許可・制限外積載許可の事前の取得促進

3. 荷主における対応についての課題

1) 輸送障害を想定した体制の構築

- a. 輸送障害を見越した船舶・鉄道の併用など輸送経路・輸送方法の平時からの多元化
- b. 輸送情報の一元化と他の輸送モードへの切り替えの判断体制の構築及び判断基準の作成
- c. 臨時的なリードタイム・コンテナ種別の変更への対応の課題
- d. パレットの共通化、標準化の対応への課題

2) 着荷主側の協力

- a. 着荷主側における臨時的なリードタイム・コンテナ種別の変更への協力の課題

4. 関係者の連携が必要な課題

1) 予測される自然災害等発生への予防的措置について鉄道施設管理者、自治体、土地所有者、関係機関等との連携

- a. 鉄道施設外の大規模災害発生が予想される箇所への予防的対応
- b. 鹿との衝突リスクを軽減する予防措置

2) 鉄道施設管理者との連携の強化

- a. 並行在来線等第三セクター鉄道事業者の区間内での輸送障害発生時の迅速な復旧・代替輸送等への対応
- b. 鉄道施設管理者の協力も得つつ、JR貨物における1. 1) 対応に向けた事前のシミュレーション・準備

3) 貨物鉄道と内航船舶輸送の連携

- a. JR貨物とも連携した船舶輸送体系の構築及び輸送のディリー化

5. その他政策・制度等に関する課題

1) 代替輸送体制構築・運用に係る関係者の役割・責任関係の明確化

- a. 輸送障害発生時の国、地方自治体、各輸送機関、各荷主等の対応、役割分担のあり方
- b. 上記関係者が取り組む輸送障害対策や輸送障害時の対応に対する国等の支援のあり方
- c. 代替輸送時の物資輸送優先付けの考え方の整理

2) 制度面の課題

- a. 特殊車両通行許可・制限外積載許可手続きの簡素化・迅速化が可能か
- b. 危険品の代替輸送における乗務員の危険物取り扱い資格等の要件の弾力的運用が可能か
- c. 代替輸送等の場合の鉄道事業法、利用運送事業法等の手続き等の弾力化等

3) 鉄道輸送と内航船舶輸送における輸送システムの共通化

- a. コンテナ、シャーシ等の規格の統一
- b. シャーシ仕様、緊締装置の統一

4) 輸送障害対策の実施に係る荷主等への周知

- a. 上記の関係者において取り組む鉄道貨物輸送に係る輸送障害対策の実施状況について、荷主等への宣伝広報を図り、より一層の鉄道利用促進に取り組むための、JR貨物等における今後の積極的な周知宣伝活動のあり方